

八王子市告示第370号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年5月25日付八王子市告示第186号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年10月12日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市子安町三丁目951番の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

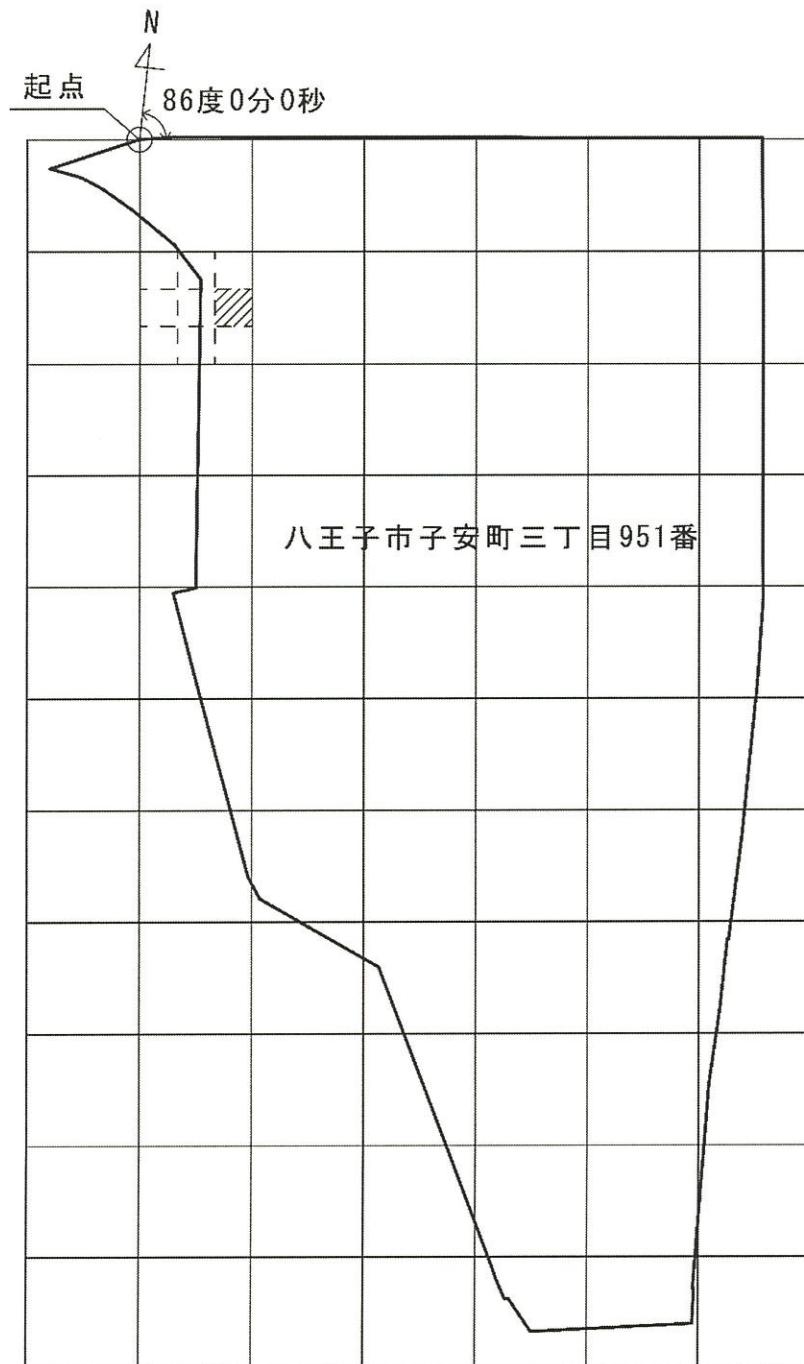
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



### 【起点】

起点は、世界測地系(測地成果 2000)における(X, Y) = (-38663.550, -45137.444)とする

### 【格子の回転角度】 86 度 0 分 0 秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子の起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

### 【凡例】



指定を解除する区域



敷地境界(筆境界)



30m 格子



10m 格子(単位区画)

八王子市告示第 26 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年八王子市告示第 322 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 30 年 2 月 5 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市宮下町 398 番の一部）

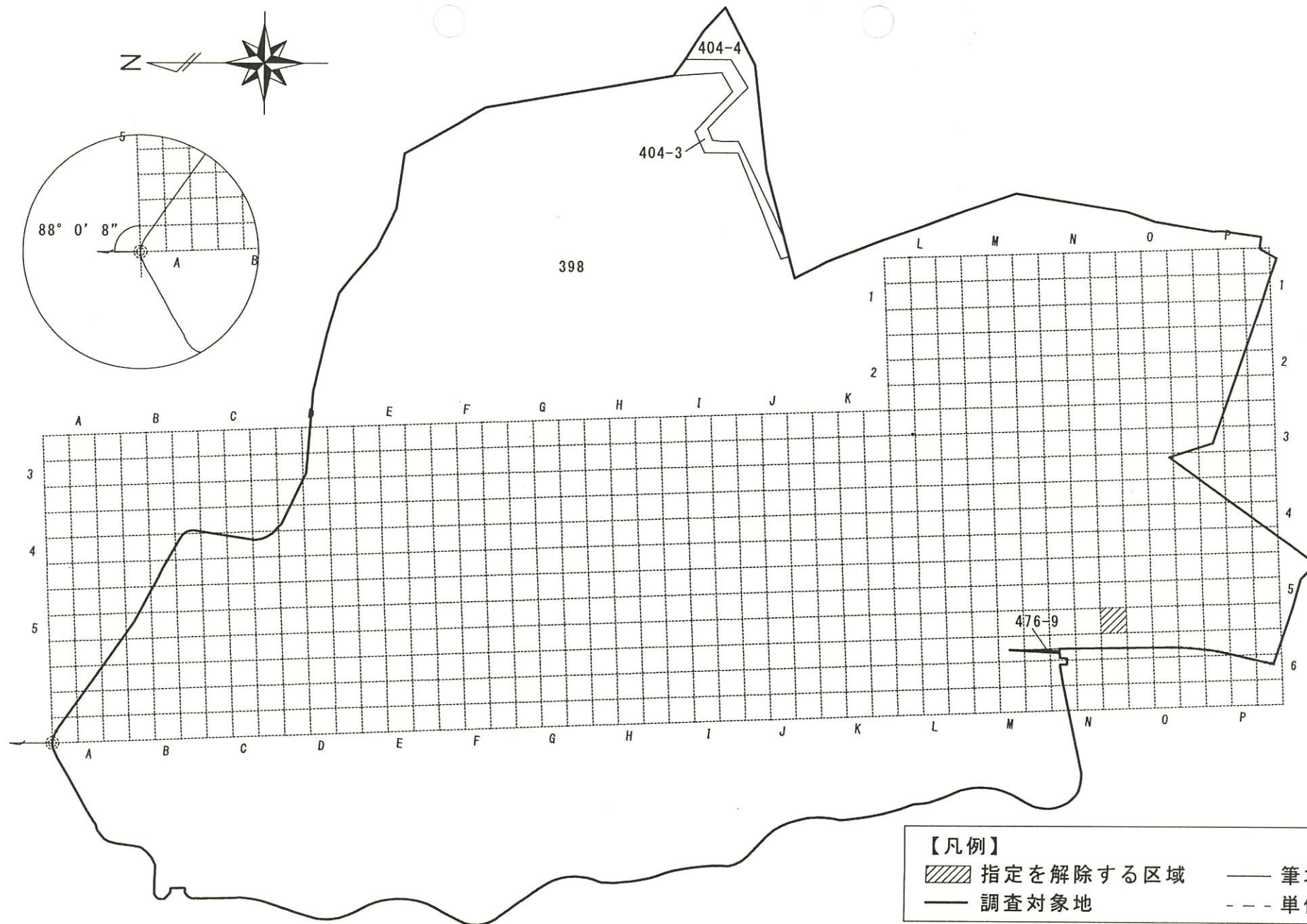
2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>  
環境部環境保全課



#### 【起点】

起点は、八王子市宮下町398番の最北端とする。

#### 【格子の回転角度】88度0分8秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を支点として右回りに回転した角度を示す。